

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項	備 考
<p>【1 全般的事項】 (1) 地熱発電は持続性や安定性で優れた再生可能エネルギーであり、当発電所は宮城県において唯一の地熱発電所である。 一方、事業実施想定区域は栗駒国定公園（第一種特別地域）に存在する。さらに当該区域を含めた周辺地域には温泉等の観光資源が多いことから、環境影響に配慮するよう努めること。 また、調査、予測、評価にあたっては環境アセスメントの趣旨に基づき、最新の知見を用いることや専門家の意見を聴くなどし、適切に進めること。</p>	<p>⑩既設設備の稼動時を現状とし、それとリプレース後と比較して環境負荷が少ないと評価しているが、最新の知見を用いて環境影響を回避・低減・代替し、環境負荷の低減を図ることが環境アセスメント制度であることから、制度の趣旨に基づき、評価するよう努められたい。</p>	<p>事務局 太田委員 鈴木委員 審査会（6/17）</p>
<p>(2) 発電設備、生産基地、還元基地、輸送管の構造若しくは配置、位置又は規模に関する複数案を設定していない理由について、計画段階環境配慮書の趣旨をくみ取り、環境保全の見地より、単一案に至る検討過程を明確に示し整理、検討した上で事業計画を決定すること。</p>	<p>①計画段階環境配慮書の意図をくみ取り、事業計画を複数案と設定せず、何故単一案としているのか、明確な根拠を持って説明するべきである。 ②事業計画案について出力規模も含め様々な選択肢を考え、その中で得失を総合し、事業計画が選定されていくことを強く望む。複数案を取り上げ、これがベストアベイラブル（Best Available）であることを示す義務がある。</p>	<p>平野委員 審査会（6/17） 鈴木委員 審査会（6/17）</p>
<p>(3) 既設設備撤去の工事については、様々な環境影響が想定されることから、これについても十分な環境保全措置を講じ環境影響に配慮すること。</p>	<p>既設設備撤去の工事については環境影響評価手続に含まれないものとして計画段階環境配慮書を提出されているが、これについても様々な環境影響が想定されることから、既設撤去の工事についても十分な環境保全措置を講じ環境影響に配慮するよう努めること。 ⑦撤去工事の際の廃棄物について、計画段階配慮事項として選定していないが、影響が想定されることから計画段階配慮事項として含めたほうがよいと考える。</p>	<p>事務局 由井委員 審査会（6/17）</p>

<p>【2 個別事項】 (大気質, 騒音, 動物, その他) 硫化水素は, 生態系等への影響が懸念されることから, 硫化水素除去装置の設置を検討すること。 また, 下記項目について, 計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を整理した上で方法書を作成すること。</p> <p>(1) 大気質 硫化水素による動植物, 生態系等への環境影響。</p>	<p>③配慮書に記載されている硫化水素濃度の測定結果は, 現状の 3,000kW 規模の発電所の稼働時の濃度がほとんどであり, これがりプレース後は約 10 倍になるとも想定され, 重大な影響は考えられないという結論に結びつけるのは安易と思われることから説明を願う。</p> <p>④硫化水素を大量の空気と一緒に放出する手法をとっているが, 火力発電所等で設置している硫化物除去装置のような設備を設置する計画はあるか。</p> <p>⑤地熱発電においては硫化水素の影響が重大と考えられることから, 周辺植生の枯損等の変化について, 過去の資料, 写真等にて確認を行うこと。また, 計画段階配慮事項として選定し, 評価に対しては過去の資料や写真等を使用することにより説得力が上がることから, これらについても検討すること。</p> <p>⑦排気施設 (硫化水素) について, 計画段階配慮事項として選定していないが, 影響が想定されることから計画段階配慮事項として含めたほうがよいと考える。</p>	<p>山本会長 審査会 (6/17)</p> <p>山本会長 審査会 (6/17)</p> <p>山本会長 由井委員 石井委員 平野委員 審査会 (6/17)</p> <p>由井委員 審査会 (6/17)</p>
<p>(2) 騒音 施設稼働に伴う騒音や建設騒音, 工車用車両による騒音。</p>	<p>⑧計画段階配慮事項の選定欄に「騒音」の環境要素が入っていないのは何故か。岩手県の地熱発電所のアセス案件においては冷却塔の騒音について話題が出されている。</p>	<p>由井委員 審査会 (6/17)</p>
<p>(3) 動物 地上を歩く爬虫類, 両生類を含む動物全般について, 工車用車両の通行による轢死等。</p>	<p>⑨植物だけ重大な影響として計画段階配慮事項として選定されており, 動物が選定されていない。レッドデータブック記載の種も若干生息しており, ロードキル等の問題が懸念され, 動物も重大な影響が想定されることから計画段階配慮事項への選定を検討すること。</p>	<p>太田委員 審査会 (6/17)</p>
<p>(4) その他 計画段階環境配慮書にて選定した計画段階配慮項目以外についても, 環境影響の重大性について客観的かつ科学的に整理, 検討した上で方法書を作成すること。</p>	<p>⑥自然公園法の規制上, 景観に影響を及ぼす施設は建設出来ないと理解している。このことから計画段階配慮事項の選定は景観ではなく, 他の生態系などに関連する項目をもう少し増やした方がよいと考える。</p>	<p>平野委員 審査会 (6/17)</p>

<p>(植物)</p> <p>事業者が計画している坑口集合方式を採用することにより敷地内に余剰地が発生する可能性があることから、この敷地を有効的に活用し、植栽等の更なる環境保全措置に努めること。</p>	<p>①生産井，還元井を集約型にすると敷地内に余剰地が発生する可能性が高い。工事後において環境保全措置の一環として、ミティゲーション（ex：植栽等）の検討を願う。</p>	<p>平野委員 審査会（6/17）</p>
<p>【事業者の見解は示されているため答申には含めない事項】</p>	<p>⑫事業計画については、噴気災害の防止等も考慮して計画されており、これらを丁寧に説明することにより、一般の方の理解も促進されると思われることから、住民説明会等では懇切丁寧な説明を望む。</p>	<p>木村委員 審査会（6/17）</p>